

【学校教育目標】

人権尊重を基盤とした教育活動を通して、地域を愛する心情を大切にし、自立して社会に貢献しようとする生徒の育成を目指して、次の目標を設定する

・「自ら進んで学ぶ生徒」になろう ・「あたたかい心豊かな生徒」になろう ・「健康でたくましい生徒」になろう

家庭・地域との連携

- ★PTA各組織
- ★近隣町会自治会
- ★家庭・保護者と密接な連携を図り三位一体の協働体制の構築

いじめ防止対策委員会

【目的】 深刻な人権問題である「いじめ」を未然に防止、早期発見し、いじめを絶対に許さない学校づくりに積極的かつ組織的に取り組み、その解決を図ることを目的とする

【組織】 管理職・主幹教諭・生活指導主任・学年主任・生活指導部員・養護教諭・スクールカウンセラー（変更するかも。要確認。）

関係機関との連携

- ★警察・児童相談所
こども家庭支援センター・医療機関等
- ★地域の教育相談機関や相談窓口との密接な連携を図る

学校サポートチーム

【いじめ防止の
具体的取組み】

★具体的取組み：道徳授業地区公開講座、学校行事（運動会、合唱コン、校外学習、林間学校、修学旅行）、読書科（朝読書）、朝礼、生徒会キャンペーン、部活動、セーフティ教室（ネット、ケータイ）、ボランティア活動、教育相談、SCとの面談（1学年全員）、都、区によるふれあいアンケート、保健指導（性、薬物）

①教職員の取組み

- ・学級活動・道徳教育・学校行事を通じた「心の教育」の推進
- ・読書活動や体験活動を通じたいじめに向かわない態度の育成
- ・道徳授業地区公開講座等講演会の活用
- ・朝礼、集会などにおける講話（校長・生活指導主任・学年主任）
- ・家庭連絡、訪問、地域関係者、関係諸機関、SCとの情報交換
- ・ネットパトロール
- ・LINE・Twitter等、スマートフォン等の正しい使い方指導の徹底
- ・いじめ、不登校に関する校内研修の実施（生徒指導・生徒理解）
- ・学級、学年通信、生活指導だより等による情報発信と注意喚起

②生徒の取組み

- ・生徒会活動を通じた「心の教育」あいつ運動／各種ボランティア委員会活動／部活動／いじめ防止啓蒙活動（標語・ポスター等）
- ・教職員、保護者、地域の方、SCへの積極的な相談
- ・学校行事、体験活動を通じた相互理解（人間関係づくり）
- ・いじめに関する授業を受講

③家庭・地域の取組み

- ・家庭での話し合いを通じた規範意識の高揚
- ・地域ぐるみで生徒を見守り、学校への連絡・相談
- ・PTA活動、ボランティア活動への積極的な参加
- ・携帯電話、ネットに対する正しい知識の取得

【いじめ早期発見に向けた取組み】

①教職員の取組み

- ・「デイリーライフ」を活用した生徒との交流（情報の吸い上げ）
- ・いじめに関する実態調査「ふれあいアンケート」の実施（年3回）
- ・教育相談（年1回）、SCとの交流（相談）の実施（全生徒対象）
- ・積極的な生活指導の実践（校内巡視・夏季パトロール等）
- ・保健室の開放（相談）、電話相談窓口の周知など相談体制の整備
- ・小さな情報でも速やかに情報共有を図る教員体制の確立

②生徒の取組み

- ・学級担任との望ましい信頼関係づくり（デイリーライフの活用）
- ・アンケートによる情報提供
- ・学級活動、道徳を通じた学び合いと相互理解

③家庭・地域の取組み

- ・生徒の変化に気づく観察と学級担任との情報交換
- ・地域ぐるみで生徒を見守り、学校への連絡・相談
- ・PTA活動、ボランティア活動への積極的な参加

【いじめに対する措置・対応】

①教職員の取組み

- ・正確な「いじめ」案件の実態把握（当事者双方、周辺生徒からの聞き取り）
- ・指導体制、方針、支援策の決定（教職員の共通理解、役割分担、関係機関との連携）
- ・当該生徒への指導、支援（いじめられた生徒、知らせてきた生徒の不安を取り除き・安全を確保）
- ・教育的配慮のもと、いじめた側の生徒に対する毅然とした態度による指導の徹底
- ・当該生徒の保護者への支援と助言（周りで見ていた生徒にも自分のこととして捉えさせる指導）
- ・保護者会の開催、警察、関係機関、専門相談機関との相談・連携

②家庭・地域の取組み

- ・子どもの不安を取り除く話し合いと聞き取り
- ・教職員や関係機関との相談・連携